

2011年5月15日

各労組・団体 御中

全大阪労働組合総連合（大阪労連）
議 長 川 辺 和 宏

全日本建設交運一般労働組合大阪府本部
執行委員長 長 島 和 眞

労働組合の宣伝活動を禁止する大阪地裁第1民事部の前代未聞の 仮処分決定に抗議し、決定の破棄を求める闘いでの要請書

労働者・国民の生活と権利、民主主義の擁護、さらには東日本大震災での被災者救援・復興をめざし日夜、ご奮闘されていることに対しこころより敬意を表します。

ご承知の通り大阪地裁第1民事部（横田典子裁判官）は、5月10日、北港観光バス（首藤俊樹社長）が、建交労の宣伝活動を妨害するために申立てた「街頭宣伝活動禁止等仮処分」事件について、憲法で保障された労働組合の宣伝活動を禁止するという前代未聞の仮処分決定を行いました。

北港観光バスでは、建交労を敵視し、これを排除するため組合員に対する解雇や配置転換、出勤停止処分、配車差別による賃金差別、さらに通勤途上災害で休業していた組合員を「職場復帰の見込みがない」と一方的に決めつけ、自然退職扱いにするなど異常な組合つぶしの攻撃が行われ、現在、大阪地裁において4件の裁判が係争中になっています。

建交労大阪府本部と北港観光バス分会は、これらの不法・不当な組合つぶしの攻撃を許さず、労働者・労働組合の権利を守るため、北港観光バス本社及び柱本営業所周辺での宣伝活動を3月22日～25日までの4日間行いました。しかも、その宣伝活動は、宣伝カーで15分程度の宣伝であり、社会的に批判されるようなものではありません。

ところが大阪地裁第1民事部は、北港観光バスの言い分を鵜呑みにし、一切の理由も示さず、宣伝活動が名誉や信用を毀損し、業務を妨害すると判断し、宣伝カー等での徘徊や演説、ビラ配布を一切禁止するという仮処分決定を下してきたのであります。

大阪地裁第1民事部がおこなった仮処分決定は、憲法で保障された言論・表現の自由や勤労者の団結権・団体行動権などの基本的権利を蹂躪すると同時に北港観光バスの不法・不当な組合つぶしを免罪し、これに加担するという許し難い暴挙であり、憲法を擁護すべき裁判所としての自殺行為であります。

私たち大阪労連・建交労大阪府本部は、宣伝活動を禁止する仮処分決定について、労働組合運動の根幹にかかわる問題と位置づけ、裁判所への不服申立てなどを含め、あらゆる闘いを強化し、不当な仮処分決定を打ち破ることを決意しています。

つきましては、この闘いの重要性についてご理解いただき、下記内容についてご支援・ご協力を賜りますよう要請するものであります。

記

- 1、「街宣活動禁止等仮処分決定」の破棄を求める要請書について、すべての支部・分会に
お願いし、裁判所へ集中していただきたいこと。
- 2、大阪地裁第1民事部の「街宣活動禁止等」仮処分決定について組織の内外に機関誌など
で宣伝していただきたいこと。
- 3、大阪地裁前で行っている抗議・宣伝行動に参加していただきたいこと。
5月16日(月)～5月20日(金) 8時～9時まで
- 4、前代未聞の仮処分決定を覆すための闘争財政の確保にむけた支援カンパにご協力いた
きたいこと。
- 5、大阪からすべての争議をなくしたための「5 / 19 春闘未解決・争議組合支援行動」へ成
功にむけ、ご協力いただきたいこと。

以上